

大戸緑地マネジメントプラン(案)

令和 7 (2025) 年 2 月
東京都 建設局

目次

はじめに

はじめに

I 公園の概要……………

- 1 都市計画の概要
- 2 開園の概要
- 3 主な公園施設
- 4 成り立ち・基本的な性格
- 5 周辺の土地利用・自然環境
- 6 利用概況(利用者数・特色)
- 7 整備計画等

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針……………

- 1 目指す姿及び重点取組
- 2 ゾーン別基本方針

III 図面・写真……………

現況平面図
周辺土地利用図(空中写真)
周辺土地利用図(地図)
占用基準を緩和する区域図
園内の写真

iv 資料編……………

公園の沿革
利用状況等データ
主な催し物
主な活動団体
関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン(共通編)」(以下、「共通編」という。)と「公園別マネジメントプラン(個別公園編)」(以下、「個別公園編」という。)の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項(戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション)における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名 称	町田都市計画緑地第2号大戸緑地
位 置	町田市相原町地内
面 積	117.00ha
種 別	緑地
決定告示	(当初) 昭和39年12月16日 建設省告示第3358号 (最終) 平成30年10月4日 東京都告示第1390号

2 開園の概要

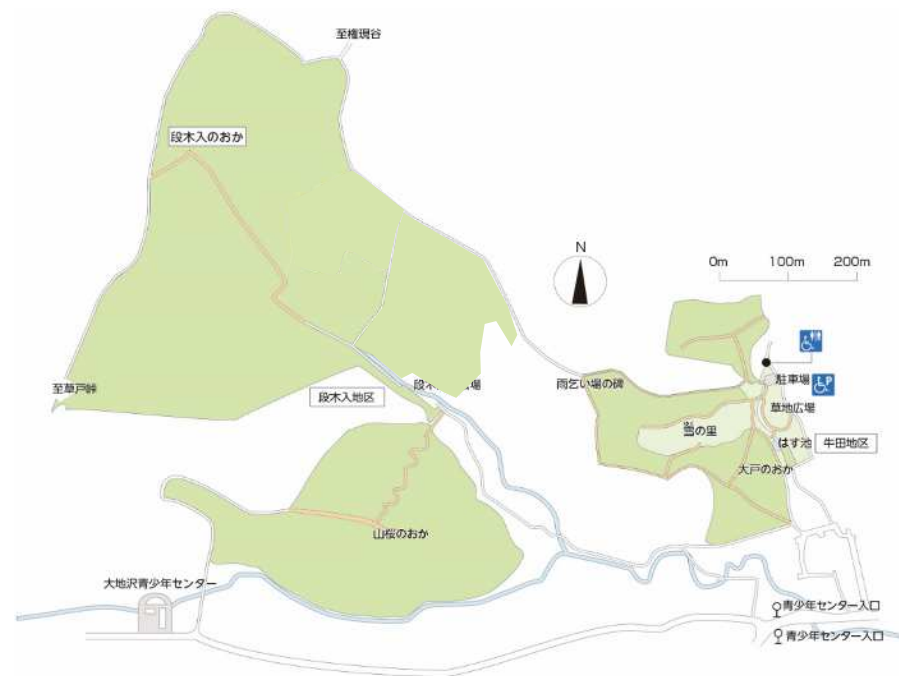
名 称	都立大戸緑地 (おおとりよくち)
開 園 日	平成23年4月1日
開園面積	294,964.15 m ² (令和6年6月1日現在)
公園種別	都市緑地
所 在 地	町田市相原町
アクセス	J R横浜線「相原」から徒歩5分のバス停「相原」、又はJ R 横浜線・京王相模原線「橋本」から神奈川中央交通バス (法政大学経由大戸行き) 「青少年センター入口」、駐車場 (無料)

3 主な公園施設

草地広場、雑木林、展望場所、駐車場

※園内に管理事務所はない

園内マップ



4 成り立ち・基本的な性格

本緑地は、多摩丘陵の西部、高尾山塊の東端に位置する丘陵地公園である。

コナラ群落を主体とする雑木林が広く分布している一方、都行造林などにより植林されたスギ・ヒノキ林も各所に分布している。また、緑地内には谷戸の自然がよく残されており、谷戸を流れる沢は境川の源流となっている。緑地の周囲にも、多摩丘陵の原風景である里山の景観が随所に残り、地域における貴重な緑地となっている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・本緑地の東側を通っている都道 47 号八王子町田線（町田街道）は、八王子と町田を結ぶ主要幹線道路である。
- ・本緑地の周辺では、圏央道高尾山 I C から八王子南バイパスが町田街道に接続しており、本緑地への広域的なアクセスも比較的よい。
- ・主な鉄道の最寄駅は、北側約 2.5km にある J R 中央線・京王高尾線高尾駅及び東側約 4.0km にある J R 横浜線相原駅である。
- ・本緑地にアクセスするための公共交通機関として、高尾駅から館ヶ丘団地行き及び相原駅から大戸行きの路線バスがある。
- ・本緑地の計画区域一帯は、市街化調整区域に指定されている。
- ・計画地内には、町田市が設置・運営する大地沢青少年センターがあり、宿泊が可能な施設をはじめ、キャンプ、バーベキュー、アスレチック、工芸教室、自然観察など多様な活動ができる施設が整備されている。
- ・近隣には、法政大学多摩キャンパス、拓殖大学八王子キャンパス、東京医科大学医療センターなどの教育、医療施設のほか、独立行政法人都市再生機構の館ヶ丘団地が立地している。

(2)自然環境

- ・本緑地は、明治の森高尾国定公園（高尾山）の東方約 4km の場所に位置している。また、多摩丘陵の西端、都立高尾陣場自然公園など高尾山塊との接点でもある。
- ・本緑地は、境川の源流域に位置しており、大地沢、段木入、権現谷などの谷戸を流れる沢は境川の源流となっている。人為的に埋め立てられた場所も一部あるが、多くの谷戸では、現在も貴重な自然環境が残されている。
- ・本緑地の樹林地は、コナラ林とスギ・ヒノキ植林が広く分布している。谷戸には、竹林や畑、果樹園、草地などが点在している。
- ・数多くの動植物が生息・生育していること、関東山地から多摩丘陵へとつながる位置にもあることから、生物多様性の観点からも重要な拠点となっている。

6 利用概況(利用者数・特色)

地域の利用者やイベント・体験プログラム等の参加利用者が主である。

①草地広場

トイレ、駐車場に隣接し、パーゴラとベンチなどの休息施設が配置されている草地の広場である。

②雨乞いの碑

大戸緑地の区域に隣接する碑。

③段木入のおか

段木入谷戸から尾根にあがったところにある展望地。東京都心方面から八王子にかけての展望が楽しめる。

④段木入谷戸

上流側には木道が設置された多数の池があり、自然観察の場となっている。下流側はベンチがある草地広場となっている。

7 整備計画等

(1)都立大戸緑地(仮称)の整備計画(平成 22 年)

「丘陵地の豊かな自然を保全し、自然体験を通じて、都民と共に育む公園づくり」を基本理念とし、自然資源を活かし、都民とともに里山の緑や景観を保全・再生していく、魅力ある都立公園を目指す。

- ・自然環境の保全と里山景観の再生
- ・里山の自然資源を活かした体験学習・野外レクリエーションの場の創出
- ・地球環境へ配慮した地域からの取り組み

(2)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和 2 年 7 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和 11 年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後改定されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」： 187,300 m²

町田市相原町字段木入、字刃田、字細豊、字大北、字大子山、字考路

2) 優先整備区域「新規事業化区域」： 137,400 m²

町田市相原町字段木入、字刃田、字権現谷

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

東京の骨格となる緑を拡張するとともに、生物多様性の保全や、公園の緑に関わる機会を提供すること等を進め、豊かな自然を感じ、地域に愛着を持たれる公園としていく。

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取り組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 公園整備による緑の保全

【施策1 緑と環境をまもる】

- 創出してきた丘陵地公園の緑を健全に育成するとともに、公園の新規整備を進め、雑木林等の豊かな自然を有する丘陵地の緑を保全・確保します。

(2) 生物多様性の保全と回復

【施策1 緑と環境をまもる】

- 自然と親しみ、ふれあうイベントの開催やこどものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。

(3) 風水害に対応する機能の拡充

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 土砂崩れの恐れのある法面等について、適切に保護対策を実施します。

(4) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、市街地から丘陵地にわたり新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。特に丘陵地公園の整備を加速していきます。

(5) 計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

(6) 特色あるイベント等の充実

【施策6 にぎわいをふやす】

- 公園の魅力に光を当てる、特色あるイベントを充実し、賑わいを創出します。
- 地域全体の魅力向上や活性化を視野に、自治体や近隣の文化施設、地元企業等多様な主体と連携した取組を進めます。

(7) 多様な過ごし方ができる空間づくり

【施策7 笑顔をふやす】

- キャンプ場やバーベキュー広場の設置で、野外での活動を楽しめる場や機会を提供します。

(8) 管理運営を通じた交流の促進

【施策8 つながりをふやす】

- 公園がもつ自然環境を活かしたイベントなど、特色ある運営を進め、新たな利用者と呼び込めるよう、専門性の高い事業者との連携を促進します。

(9) 多様なニーズに対応するサービス施設の充実

【施策9 施設や空間をかえる】

- 多様な利用者ニーズに対応するため、立地条件等を踏まえ、地域や民間と連携し、売店等のサービス施設の設置等を進め、サービスの充実を図ります。

(10) サードプレイスとなる環境づくり

【施策10 楽しみ方をかえる】

- 広場でのキャンプや木登りなどのこどもの笑顔につながるアクティビティや、多様な過ごし方ができるよう、利用ルールの緩和を行います。

(11) 多様なニーズに対応するサービス施設の充実

【施策9 施設や空間をかえる】

- 多様な利用者ニーズに対応するため、立地条件等を踏まえ、地域や民間と連携し、売店等のサービス施設の設置等を進め、サービスの充実を図ります。

(12) サードプレイスとなる環境づくり

【施策10 楽しみ方をかえる】

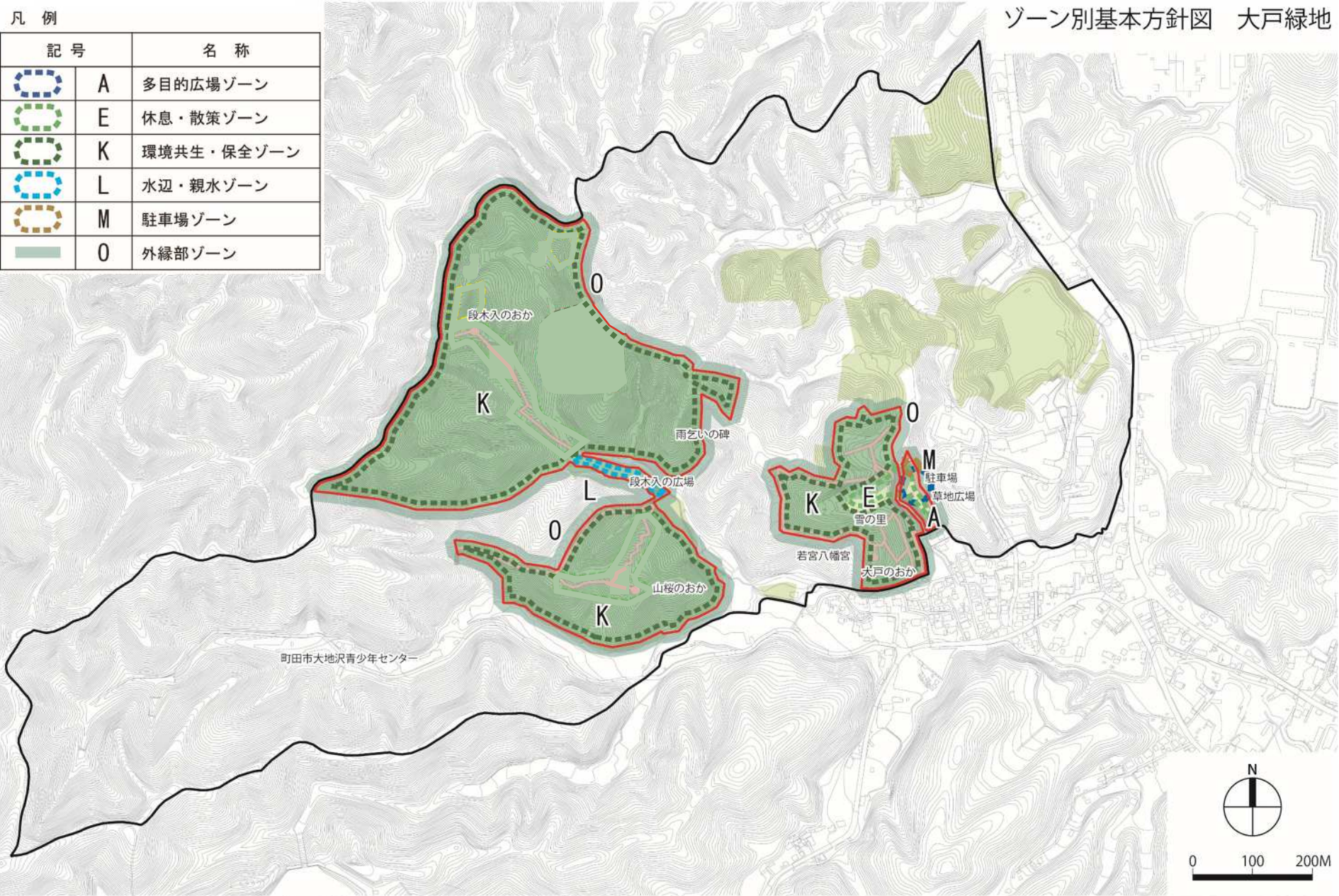
- 広場でのキャンプや木登りなどのこどもの笑顔につながるアクティビティや、多様な過ごし方ができるよう、利用ルールの緩和を行います。

2. ゾーン別基本方針

ゾーン別基本方針図 大戸緑地

凡 例

記 号	名 称
	A 多目的広場ゾーン
	E 休息・散策ゾーン
	K 環境共生・保全ゾーン
	L 水辺・親水ゾーン
	M 駐車場ゾーン
	O 外縁部ゾーン



この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基案第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

大戸緑地植生管理計画に基づき、目標とする植生の実現、その維持に努めるよう、伐採や下草刈り等の管理を適切に行っていく。

多目的広場ゾーンに隣接する、取得済み大規模用地については、整備計画を踏まえ、多くの都民がキャンプやバーベキュー等を楽しめる施設や冒険広場等を配置し、多様なレクリエーションの拠点ゾーンとして整備していく。

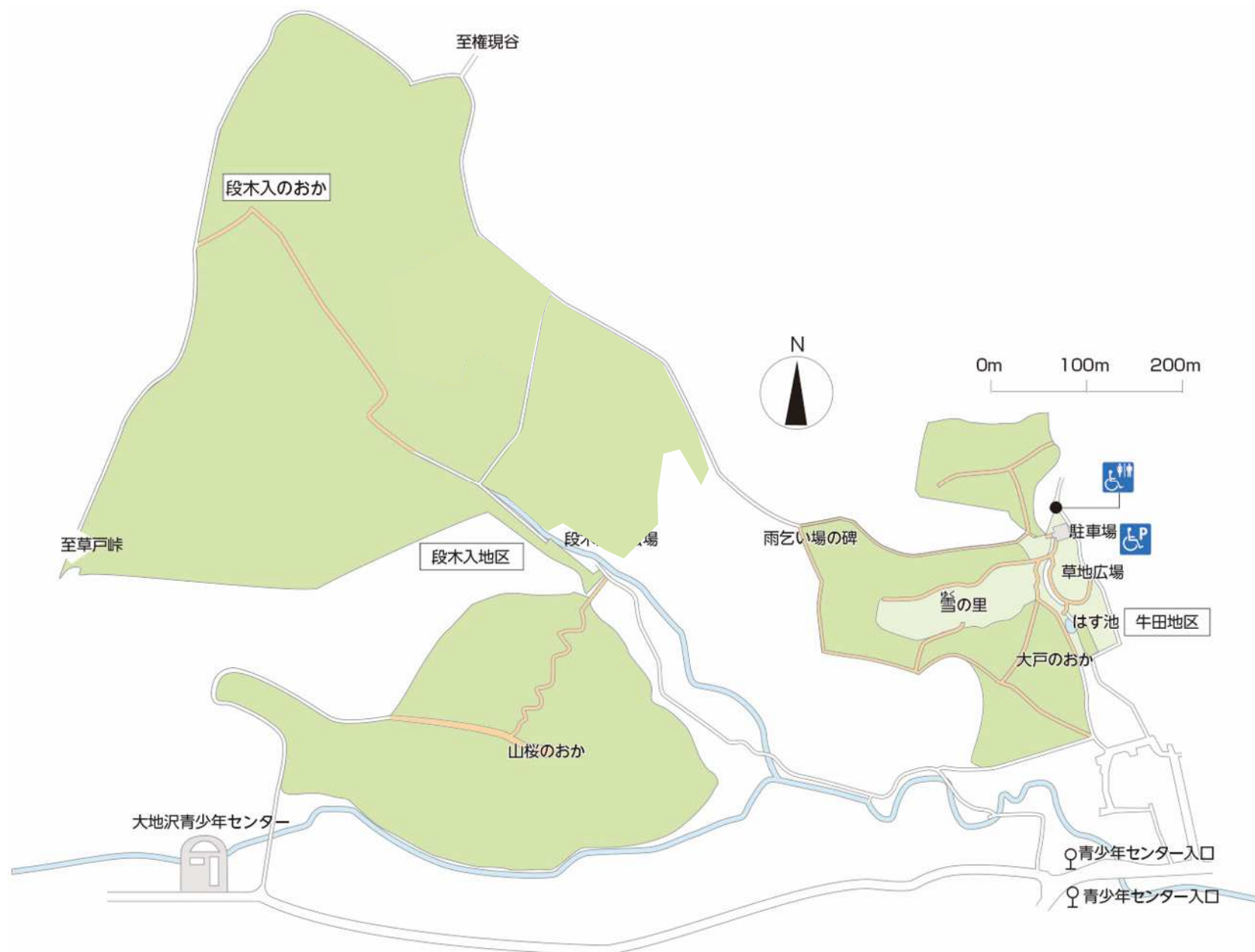
記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	・草地広場のあるゾーン 休憩やピクニック、各種催しの場合などの利用に対応していく。
E	休息・散策ゾーン	・雪（ゆく）の里のあるゾーン 地域のシンボルであるユクノキを観測できる広場として、休憩・散策などの利用に対応していく。

記号	区分	基本方針
K	環境共生・保全ゾーン	・雑木林などのあるゾーン 都民等との協働により、人工林等の樹林地の健全な育成を図り、大戸緑地の骨格を形成する区域とする。また、生物多様性を確保するため、樹林地の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。 貴重な動植物が生息・生育する区域について、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用し、多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。 展望場所からの景観を良好に保つため、視界を遮る樹木の剪定や伐採等を行い、展望施設の適正な維持管理を行う。 沢沿いは、土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地法の急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。民家や道路などが隣接する斜面地の地盤状況や雨水流出の状況について確認して、適切な管理を行う。 排水施設は定期的に点検を行い、堆積した土砂や落ち葉は除去し安全を確保する。

記号	区分	基本方針
L	水辺・親水 ゾーン	・池や流れのあるゾーン 湧水を起源とする谷戸内の池や流れについて、水管理や植生管理を適切に行い、生物多様性を保全するとともに、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。
M	駐車場 ゾーン	・駐車場のあるゾーン 案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。
O	外縁部 ゾーン	・民有地等や公道に接する公園外縁部 本緑地は、住宅地等と直接境界を接している所については、落ち葉や落枝、越流水などにより、直接的な悪影響等を及ぼさないよう留意する。

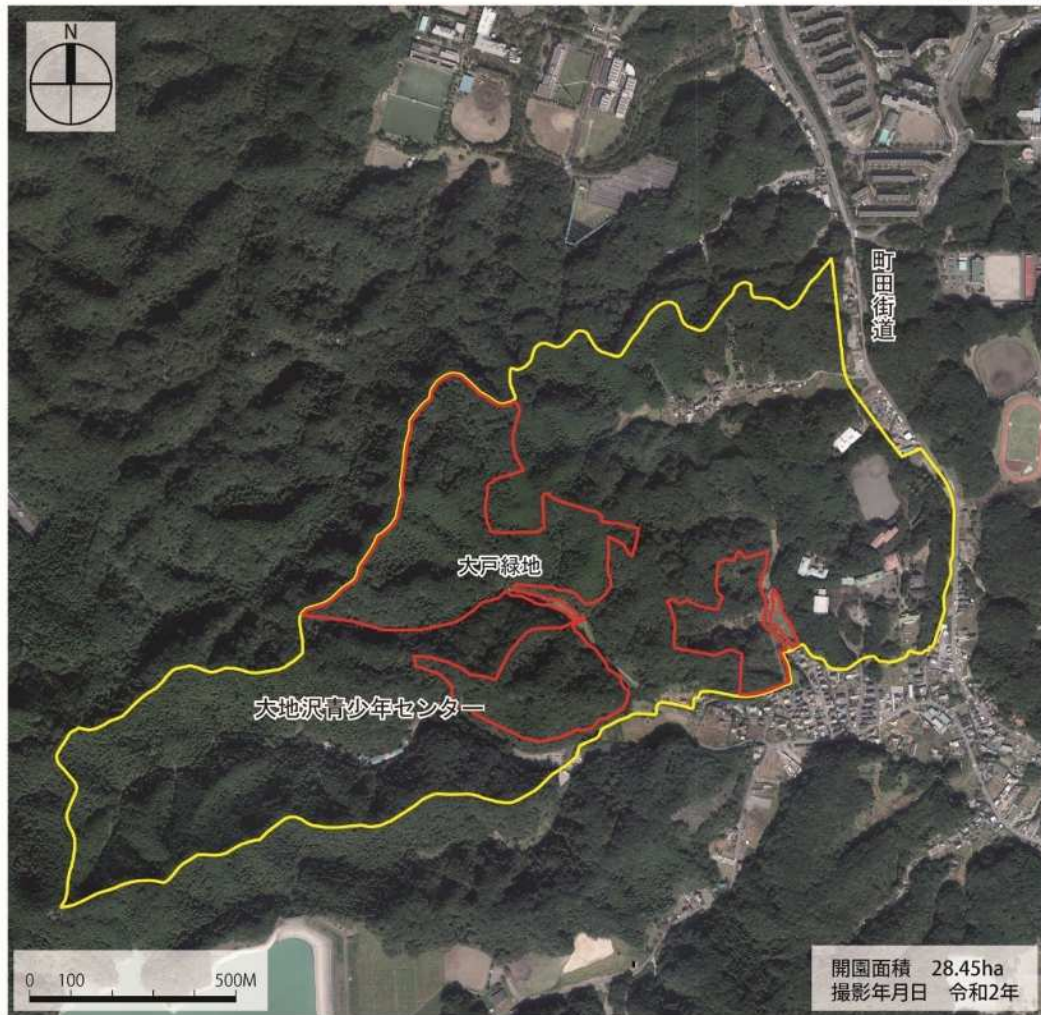
Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】



周辺土地利用図(空中写真)

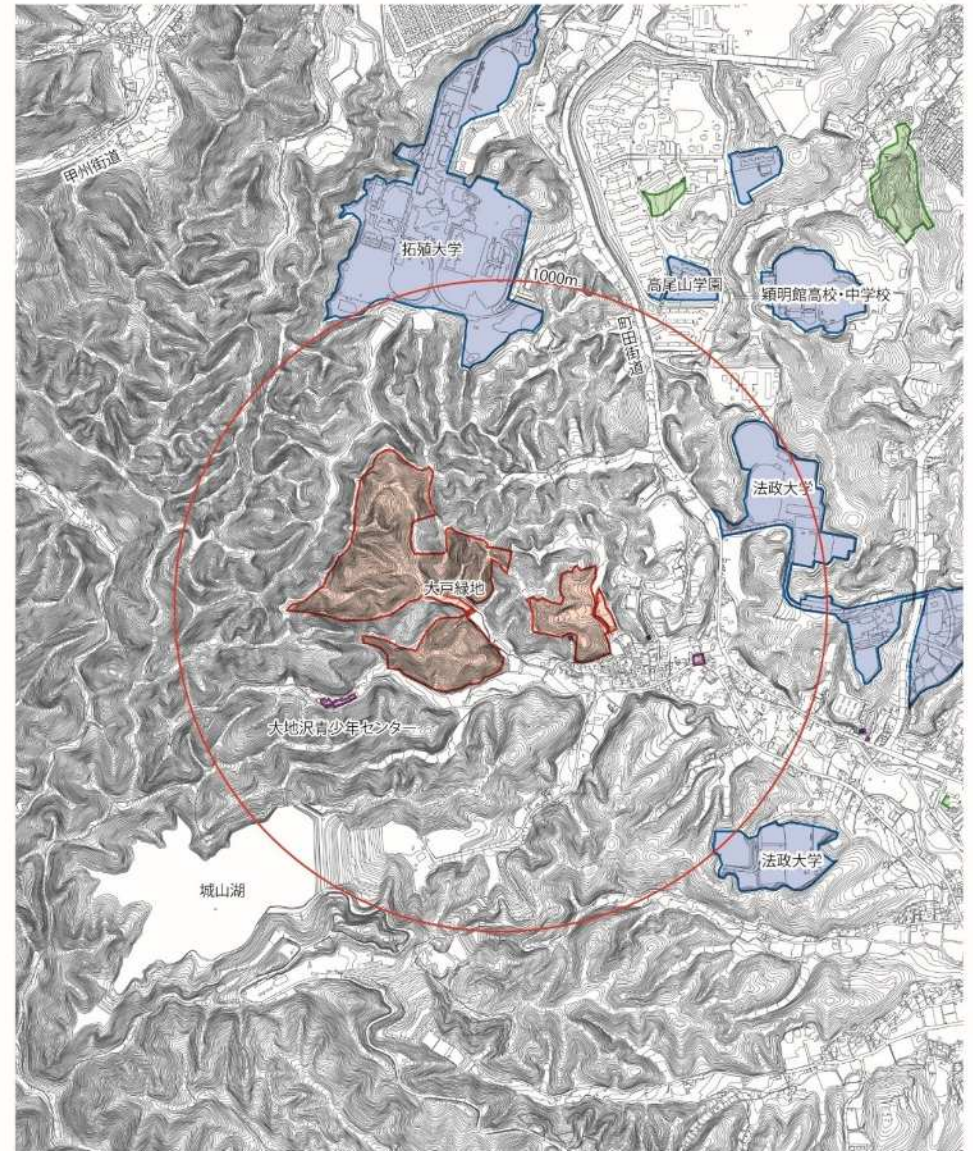
大戸緑地



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

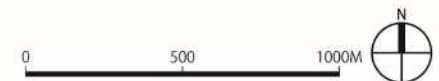
周辺土地利用図(地図)

大戸緑地



この地図は、国土理院長承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第267号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



園内の写真



雨乞いの碑からの眺望



草地広場



IV 資料編

■緑地の沿革

昭和 39 年 12 月 16 日	建設省告示第 3358 号により、都市計画決定。
1964 年	
平成 21 年	段木入地区の園路等整備着手
2009 年	
平成 22 年 4 月	都立大戸緑地（仮称）整備計画を決定
2010 年	
平成 23 年 4 月 1 日	6.6ha を開園
2011 年	
平成 24 年 6 月 1 日	牛田地区の芝生広場等 4.1ha を追加開園
2012 年	
平成 25 年 6 月 1 日	樹林地と散策路等 2.9ha を追加開園
2013 年	
平成 26 年 6 月 1 日	樹林地と散策路等 5.9ha を追加開園
2014 年	
平成 27 年 6 月 1 日	2.7ha を追加開園
2015 年	
平成 27 年 7 月 1 日	0.3ha を追加開園
2015 年	
平成 29 年 6 月 1 日	1.7ha を追加開園
2017 年	
平成 30 年 6 月 1 日	2.7ha を追加開園
2018 年	
平成 30 年 6 月 1 日	東京都告示第 1390 号により、都市計画変更
2018 年	
令和 元年 6 月 1 日	1.5ha を追加開園
2019 年	

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
年間総計（人）	2,454	2,537	2,408	2,329	1,720

2)月別利用者数の推移

5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 （人）	329	239	115	244	233	142
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	220	158	245	166	123	238

■主な催し物(令和5年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数 （人）
イベント	1	冬開き DAY	12/10	83
都民 協働	1	環境教育（竹林整備作業タケノコ除去）	5/1	16
	2	郊外活動（園路ガラ拾い、クラフト体験）	9/23	13
	3	定例活動	1/20、28、2/4、17、 3/3、16	計 47
	4	救命講習	3/16	10
自主 事業	1	パークストレッチ教室	10/11	2

■主な活動団体(令和5年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
大戸源流森の会	大戸緑地の育成、維持、管理に関する作業	20

■関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和4年11月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・大戸緑地植生管理計画（平成27年3月）
- ・町田市「都市計画マスタープラン」（令和4年3月）